

# 第10回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年9月29日（火） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

＝ 「住民投票」、「コミュニティ」について、検討、協議を行った。

#### (1) 「住民投票」について

##### 【 主な意見 】

##### <委員長>

＝ 「実施強制力」については、前回の会議では「条文に盛り込む」という意見でまとまったと思うが、再度確認しておきたい。（＝承認）

では、実施における「署名数の条件」はどうか。

≫ 「例えば、合併前の旧町の間で、つまり、郡家地域、船岡地域、八東地域の地域間の意識に温度差があるような場合でも、その地域の概ね8割の署名を集めれば、町全体で「1／5」の署名が集まる可能性が高い」という前回の意見のとおり、「1／5」がいいと思う。

##### <委員長>

＝ その意見だと、ある問題に関して特定の地域だけ8割の署名が集まるという状況は、逆に言えば、「住民投票を実施するような町全体に関わる重要事項であるのか」という問題点もあるように思う。

≫ 実施強制力を持たずということは、「議会を通さずに実施する」ということなので、署名数の条件を高くするべきだと思う。最低でも「1／5」は必要ではないか。「1／3」では、あまりにも署名が集まりそうにない条件の

ように感じるので、基準が高すぎると思う。

- ≫ まちのことにに関して、町民全体が無関心であってはならないし、住民投票を実施するような重要なことであれば、全町で盛り上がるべきだと思うので、ハードルを高くした方がいいのではないか。「1/3」がいいと思うが、高すぎるようなら「1/4」でもいい。
- ≫ 資料1をみると、有権者数の1/5で約3,000の署名が集まる必要がある。3,000でも集まるのはかなり大変だと思う。実施可能な基準にするのであれば、「1/5」でもいいと思う。

<委員長>

= 署名が実際に集まるかどうかは、あくまで可能性を考えることしかできないかもしれない。過去、八頭町で署名を集めるような事案はあったか。

<事務局>

= 署名を集めたような事例はない。

<委員長>

- = 署名が集まるかどうかは、関心が高い事項かどうかにもよる。
- ≫ 住民投票制度は、町民がまちづくりや政策、政治に参加できる、言わば「シンボル」のようなものなので、安易には実施されない条件が必要だと思う。実施できるか、できないかのぎりぎりの署名数条件がいいのではないか。

<委員長>

- = 条文として盛り込む以上、署名数条件の根拠も当然必要になるので、その点も考慮しながら、検討していただきたい。
- ≫ 町民が署名を集めて住民投票を実施するという事は、議会や町長に「待った」をかける場合だと思う。実施強制力を持つということは、当然、議会を通さずに住民投票を実施することになり、大変重たいものなので、「議会・首長の解散・解職の請求」の条件と同じ「1/3」くらいがいいと思う。それの方が議会の理解も得られやすいと思う。
- ≫ 住民投票の実施となるような案件は、原子力発電所の設置や産業廃棄物施設の設置などで、町全体に関わるといっても、結局は、特定の地域に設置されることになる。それを考えると、設置される地域だけが不利にならないようにしておいた方がいいので、地域間に温度差があった場合でも住民投票が

実施されやすい「1／5」がいいと思う。

<委員長>

＝ 「議会・町長の解散・解職の請求」と同じような重いものと捉えるのであれば「1／3」ということになる。

「1／4」はそれに準じるような条件で、「1／3」よりも署名が集まりやすい条件であるので、実施の可能性が高くなる。

また、「1／5」という意見も多く、根拠もあると思う。

≫ 実際に住民投票を実施することになると、「是か否か」を問うことになるので、結果として、町民を二分するような事態になりかねない。やはり、安易には実施されてはいけないものだと思う。本来は、住民投票が実施される前に、話し合いで解決されるべきものだと思う。

≫ 実施強制力のある住民投票は、重要事項に関して、町長や議会が町民の意向と異なったことを実行しようとする場合の「町民の最終手段」として持つておいた方がいいものだと思う。「1／5」が実施できるかどうかのぎりぎりの条件だと思う。

<委員長>

＝ 「1／3」というより重い条件にするという意見があるが、逆に考えると、「1／3」の署名があれば、議会、首長の解散や解職を請求することもできる。それと同じくらいだと考えるなら、やはり「1／3」の条件を付すべきだし、そこまではいかないような事項であると考えれば、それ以下の「1／4」にするという考え方もある。

≫ 住民投票が実施されること自体は、何も悪いことではないと思う。それだけ町民のまちづくりに対する意識が高まったという証明にもなることだと思う。

<委員長>

＝ 八頭町のような町村は、地域や集落での人のつながりが深く、都会や都市部に比べて、署名が集まりやすい土地だとは思っているので、「1／5」でも集まりやすい条件だとも考えられる。

ただ、あくまで可能性でしかないので、実際はなかなか集まらないかもしれない。難しい部分だと思う。

≫ 確かに、人々のつながりが強い土地なので、「1/5」くらいなら集まりやすいかもしれない。そうすると「1/4」でもいいように思う。

<委員長>

= 意見が割れているので、署名数の条件については、次回も引き続き検討したい。

「外国人を含めるかどうか」については、どうだろうか。前回は、永住外国人については、参加を認めるべきだという意見が多かったように思う。

資料2のとおり、「永住者」と「定住者」では、かなり要件が違ってくる。ただ、定住者であっても、まちづくりに関係の深い方もいれば、そうでない方もいるので、検討する必要がある。

≫ 資料をみると、永住者は条件が厳しく、かなり限られてくるように思う。定住者の方もまちづくりに参画する権利は、同じように与えられてもいいのかもしれない。

<委員長>

= 外国人の権利としてよく議論されるのが、①「参政権」、②「公務に従事すること」、③「生活する権利」の3つ。日本では、政治に関わるような部分は認められていないのが現状である。

ただ、外国人の方にも権利を与えて、まちづくりに広く参画してもらおうということも考えられる。

また、一方では、資料のとおり、八頭町の外国人登録者の数自体が少ないので、「そこまで含めて考える必要はない」という考え方もできると思う。

委員の方々の意見によるところになろうかと思う。

≫ 定住者は、やはり、流動的な方だと思うので、抵抗がある。

<委員長>

= その他意見がないようであれば、「永住者を含める」という意見がやはり多いようなので、そのように決定したいが。(=承認)

では、「年齢の条件」はどうか。民法の成人年齢の改正の動きや時代の流れ、また、まちづくりへの参画の意識付け、まちづくりの担い手としての自覚といった点から、「18歳でもいいのではないか」という意見があ

ったと思う。

また、「住民投票という選挙に次ぐような重要事項への参加であり、選挙権や現在の成人年齢に合わせるべきという点から、20歳でいいのではないか」という意見もあった。

さらには、「18歳にすると、高校生の同級生同士で参加できる者と参加できない者ができ、平等ではないということから、19歳が良い」という考え方もあった。

≫ 「18歳」については、親としては、高校時代は、これからの自分の道をしっかりと考えてほしい時期なので、「学業に専念させたい、将来の自分のことをきちんと考えてもらいたいのので、巻き込みたくない」と思ってしまう気持ちもある。

≫ まちづくりに関心をもってもらうためにも、18歳以上にしてもいいと思う。18歳は、もう自己というものがしっかりしている年齢だと思う。

機会を与えたうえで、なお「関心が持てない」とか「参加したくない」ということであれば、投票を棄権すればいいと思う。

≫ 住民は、自分達の代表として、選挙で議員や町長を選んでいる。住民投票も選挙権がある人に参加権を与えるべきだと思う。

≫ これからの八頭町の将来を担っていく若い人に、そのことを自覚させるいい機会だと思う。

この18歳ということが、この条例の特徴みたいなものになればいいとも思う。また、そんなに学業に差し支えがあるとは思えない。

<委員長>

= 意見が割れているので、年齢の条件についても、次回も引き続き検討したい。

【 検討結果 】

- ① 「署名数の条件」＝次回も引き続き検討する。
- ② 「外国人を含める」＝「永住者」に限る。
- ③ 「年齢の条件」＝次回も引き続き検討する。

(2) 「コミュニティ」について

【 主な意見 】

<委員長>

= コミュニティについては、八頭町の現状を踏まえたうえで、まちづくりに関して、今後のあるべき姿を検討したい。

コミュニティの単位や、地域課題を解決するための行政とのつながりなどの現状はどうか。また、本来はどうあるべきか、今後はどうあるべきかを皆さんに伺いたい。

- ≫ 集落の会合に出席するぐらいの関わりしかないので、分からない。
- ≫ 集落公民館が老朽化しており、若い人からは建て替えをする意見も出ているが、年配の人は反対しており、若い人の意見が通りくい状況もある。
- ≫ 郡家部落は、部落の下に東区、西区、中区、北区の4つの区があり、区は、いくつかの班に分かれている。班から区、区から部落、部落から町という流れで意見を上げている。
- ≫ 私の集落にも班があり、班から集落へ、そして区長を通して町へ要望している。

<委員長>

= 行政が集落の声を吸い上げる方法はあるか。

<事務局>

= 年に2回、集落の代表者である区長に集まっていただく区長会を行っているが、内容は、町からのお知らせが主要になっており、意見は伺うが、要望するような会ではない。

また、年に1回、町内14会場で行政懇談会を行っている。これもお知らせがほとんどとなっている。

集落の要望、陳情は、別に文書で受け付けている。また、旧小学校区や現小学校区など、昔からつながりの深い集落同士が連名で町に要望される場合もある。

<委員長>

= 現状としては、集落住民の声を区長が吸い上げて、町に届けているのが主流ということか。

<事務局>

= そうです。

「隼祭り」は、「若桜鉄道の隼駅」と「バイクの隼」を絡めたイベントで、隼のライダーに来ていただいているが、これは地域活性化のため、地元の隼地区の皆さんが元気を出されてやっておられるもので、実施、運営も全て地元がされている。

船岡地域は、区長を通しての集落間のつながりよりも、集落の公民館長を通してのつながりが強い。地区公民館は、地区の祭りや地区運動会などを自主的に実施、運営されている。八東も集落の公民館長がおられる。

#### <委員長>

= 実際に可能かどうかは別として、例えば、地区公民館を拠点として、集落という地縁コミュニティだけでなく、色々な活動をされているテーマコミュニティの人も一緒に一つのまとまりとなって、その地域の課題を解決したり、まちづくりの一部を担ったりするような体制があってもいいと思うが、いかがでしょうか。

八頭町の現状とあまりにもかけ離れた仕組みをつくっても意味はないが、現状と近いような仕組みをつくることは可能だと思う。

テーマコミュニティの現状についてはどうか。

≫ 私も参加しているが、地区公民館がいろんな教室を開催している。

≫ 子どもを対象とした農業体験事業をやっている。子どもやその親御さんとの交流ができる。

#### <委員長>

= 次回は、「テーマコミュニティ」についても、現状や今後の在り方などを検討していきたい。

### (3) 「前文」について

#### <委員長>

= 前文については、次回検討に入りたい。委員の皆さんそれぞれが（案）を考えてきていただいて、発表していただきたい。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

#### ① 「住民投票」

##### ■ 署名数の条件

■ 年齢の条件

② 「コミュニティ」

■ 八頭町の現状の確認

■ まちづくりへの関わり方と在り方 など  
(テーマコミュニティを含む。)

③ 「前文」

#### 4. 閉 会

以 上。